

一般社団法人奈良県バスケットボール協会 アンダーカテゴリーU18部会規約

第1章 名 称

第1条 この部会は、一般社団法人奈良県バスケットボール協会アンダーカテゴリーU18部会（以下「本部会」という）と称する。

第2条 本部会の事務局は、「部会長の指定するところ」に置く。

第2章 目 的

第3条 本部会は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「日本バスケットボール協会」という）の目的とすることを具現し、一般社団法人奈良県バスケットボール協会（以下「奈良県バスケットボール協会」という）の諸規程に基づき、本部会の健全なる発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本部会は、第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸大会の開催
- (2) その他、本部会の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第5条 本部会は、日本バスケットボール協会に加盟し、本部会に登録したチームによって組織する。また、本部会は、奈良県バスケットボール協会に所属する。

第5章 役 員

第6条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副 部 会 長 若干名
- (3) 運 営 担 当 必要な人数
- (4) 会 計 若 干 名
- (5) 会 計 監 査 若 干 名
- (6) 代 議 員 5名

第7条 本部会に、次の部会を置く。

- (1) 大会担当部
- (2) 会 計 部
- (3) 特 別 部 会を置くことができる

第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、奈良県バスケットボール協会の選出に委ねる。
- (2) 役員を選出は奈良県高等学校体育連盟バスケットボール専門部（以下「専門部」という）の役員選定委員会に委ねる。
- (3) 役員選定委員会は専門委員長・副専門委員長と専門部の各委員長で構成される。

第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
役員に欠員が生じた時は、その補充をすることができる。補充された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
役員は、任期満了後も後任者の就任するまで、その任務を行うものとする。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。
(1) 部会長は、本部会の代表となる。
(2) 部会長は、本部会の運営全般を統轄する。
(3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(4) 運営担当は、各大会を運営する。
(5) 代議員は、奈良県バスケットボール協会の代議員としての職務にあたる。

第6章 会 議

第11条 本部会の運営を円滑にし、且つ充実させるために次の会議を持つ。
(1) 大会担当部会は、奈良県バスケットボール協会会長の招集で、随時、開催する。
(2) 各々の会議の議長は、出席者の中から選出する。
(3) 各々の会議の議決は、出席者により議決する。

第7章 資産及び会計

第12条 本部会は、参加費、助成金等をもってこれに充てる。

第13条 本部会の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第8章 附 則

第14条 本規約は、2020年4月1日から実施する。